

# 住宅熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

鳴門市長 殿

申告者 (納税義務者) 住所(所在)  
氏名(名称) 印  
電話 ( ) -

地方税法附則第15条の9第11項の規定に基づき、次の家屋に係る熱損失防止（省エネ）改修工事に伴う減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

減額を受けようとする固定資産の内容					
家屋	所在	鳴門市			
	種類	ア 専用住宅	イ 併用住宅	ウ 区分所有建物	構造
	延床面積	. m <sup>2</sup>		居住用床面積	. m <sup>2</sup>
	建築年月日	. .	登記年月日	. .	家屋番号
改修工事の内容	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事（必須） <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事				
改修工事費用	円（省エネ改修に直接関係する工事費用が30万円以上）				
改修工事完了日	年 月 日				
添付書類	① 現行の省エネ基準に適合した改修工事であることの証明書 ② 改修工事の費用を証する書類（写し） ③ 改修工事箇所の写真・図面				
申告には以下の専門機関から、当該工事が「次世代省エネルギー基準」に適合していることの証明が必要となります。 ・住宅品質確保法に基づく登録性能評価機関 ・建築基準法に基づく指定確認検査機関 ・建築事務所に所属する建築士					